

地球市民かながわプラザ NPO などのための事務室入居団体選考委員会設置要領

制定 平成 23 年 8 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 地球市民かながわプラザは NPO などのための事務室（以下、「NPO 事務室」という。）入居団体の選考を公正かつ公平に行うため、NPO などのための事務室入居団体選考委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) NPO 事務室の入居団体の選考。
- (2) その他、委員会の運営に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は委員 5 名をもって組織する。

- 2 委員会の委員（以下、「委員」という。）は、行政、有識者、および市民活動の実践者等の中から地球市民かながわプラザ館長（以下、「館長」という。）が依頼する。
- 3 委員会に委員長を 1 名置く。
- 4 委員長は、委員の互選により定める。
- 5 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の依頼後の最初の委員会は、館長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

(関係人の出席)

第 6 条 委員会は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外のものに出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、地球市民かながわプラザ指定管理者において処理する。

(禁止事項)

第 8 条 委員会に出席した者は、委員会で知り得た情報を公表してはならない。ただし、地球市民かながわプラザ指定管理者及び委員会が公表した情報についてはこの限りではない。

(謝金)

第 9 条 委員が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第 10 条 委員が委員会の職務を行うために委員会に出席し、又は旅行したときは、別に定めるところにより旅費を支給する。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。